

けんしんビジネスバンキング  
ワンタイムパスワードサービスの利用に係る追加規定

ワンタイムパスワードサービスの利用に際しては、けんしんビジネスバンキングご利用規定（以下、「利用規定」といいます。）に加え、後記第1条から第8条までの追加規定（以下「本追加規定」といいます。）を適用します。なお、本追加規定の用語は、特段の定めのない限り、利用規定と同じ意味を持つものとします。

第1条 ワンタイムパスワードサービスとは

ワンタイムパスワードサービスとは、けんしんビジネスバンキングのご利用に際し、携帯電話またはスマートフォンにインストールされたパスワード生成ソフト（以下、「トークン」といいます。）により、生成・表示された可変的なパスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます。）を、ログインID（電子証明書をご利用の場合は、電子証明書も含めて、以下、「ログインID」といいます。）およびログインパスワードによる本人確認手続きに加えて用いることにより、契約者の本人確認を行うサービスをいいます。

第2条 利用方法

1. トークン発行手続き

契約者は、ワンタイムパスワードサービスのご利用を希望する場合は、当組合所定の書面により届け出るものとします。

当組合はトークン発行の依頼を受付した後、トークンの発行手続きをしますので、契約者は、携帯電話またはスマートフォンにトークンの動作に必要な基本ソフト（以下、「トークンアプリ」といいます。）を所定の方法によりダウンロードしてトークンの初期設定を行なってください。

2. 利用開始手続き

契約者は、けんしんビジネスバンキングより利用開始手続きを行ってください。利用開始手続きでは、契約者はトークンに表示されているワンタイムパスワードを当組合所定の方法により正確に入力するものとします。当組合が受信したワンタイムパスワードが、当組合が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当組合は契約者からの利用開始の依頼とみなし、ワンタイムパスワードサービスの提供を開始します。

第3条 本人確認

ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、けんしんビジネスバンキングのご利用に際し、ログイン ID、ログインパスワードによる本人確認手続きに加え、ワンタイムパスワードによる本人確認を行います。その場合には、契約者はログイン ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当組合所定の方法により入力してください。当組合が受信したログイン ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、当組合が保有するログイン ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードと一致することにより本人確認を行います。

#### 第4条 トークンの有効期限

トークンの有効期限は、当組合が定める期限までとします。有効期限が近づいた場合、トークンに通知しますので、有効期限の延長を行ってください。

#### 第5条 ワンタイムパスワードおよびトークン管理

1. ワンタイムパスワードおよびトークンをインストールした携帯電話またはスマートフォンは、契約者自身で厳重に管理し、他人に知られたり、紛失・盗難等に遭わないように十分に注意してください。
2. トークンをインストールした携帯電話またはスマートフォンを紛失した場合、トークンの偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合は、ただちに当組合に連絡するとともに、速やかに当組合所定の書面により代表口座のある取引店へ届け出てください。当組合は連絡を受付けたときは、ただちにワンタイムパスワード利用中止等必要な措置を行います。なお、当組合への届け出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
3. トークンをインストールした携帯電話またはスマートフォンを変更する場合には、当組合所定のトークン失効手続きを行ったうえで、前記第2条の手続きを行うものとします。

#### 第6条 ワンタイムパスワードサービス利用停止

当組合が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードの入力が当組合所定の回数以上行われた場合、当組合はワンタイムパスワードサービスを利用停止します。

契約者がワンタイムパスワードサービスの停止を解除するには、当組合所定の書面により代表口座のある取引店へ届け出てください。

## 第7条 利用解除の手続き

ワンタイムパスワードサービスの利用解除を希望する場合は、当組合所定の書面により届け出てください。この依頼に基づく当組合の利用解除手続きが完了した後、ワンタイムパスワードサービスが解除されます。

## 第8条 免責事項

1. 前記第3条の本人確認手続きを経たのち取引を行ったうへは、当組合は依頼者を契約者とみなし、その際、ワンタイムパスワードおよびトークンにつき、偽造、変造、盗用または不正使用その他事故があっても、このために生じた損害については、当組合に責がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
2. ワンタイムパスワードサービスにおいて、トークンの不具合等により取り扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当組合に責がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

以上

平成28年4月制定